

第9回 札幌市介護保険事業計画推進委員会（第7期）

議事次第

令和3年3月15日（書面会議）

1 議事

(1) 札幌市高齢者支援計画2021（案）について

ア 札幌市高齢者支援計画2021（案）に係るパブリックコメントの結果について（資料1）

イ 札幌市介護保険事業計画推進委員会での主な意見の掲載について（資料2）

ウ 令和3～5年度の介護保険料について（資料3）

(2) 市民向け説明動画について（資料4）

(3) 地域密着型サービス事業者の指定状況について（資料5）

札幌市高齢者支援計画2021（案）に係るパブリックコメントの結果について

1 意見募集実施の概要

- 募集期間
令和2年（2020年）12月21日～令和3年（2021年）1月25日
- 意見提出者 10人
- 意見の提出方法

提出方法	提出者	構成比
郵 送	0人	0.0%
持 参	0人	0.0%
F A X	4人	40.0%
電 子 メ ー ル	6人	60.0%
合 計	10人	100.0%

■ 意見件数と内訳

項 目	件 数	構成比
第1章 策定にあたって	0件	0.0%
第2章 前計画の評価	1件	1.4%
第3章 高齢者の現状と課題	1件	1.4%
第4章 基本目標	0件	0.0%
第5章 施策の体系と展開	61件	88.4%
第1節 施策の体系	0件	0.0%
第2節 施策の展開	61件	88.4%
«施策1»高齢者支援の基盤整備と社会参加の促進	30件	43.5%
«施策2»地域の連携強化と地域共生社会の実現	7件	10.1%
«施策3»介護予防・健康づくり施策の充実	1件	1.4%
«施策4»認知症施策の推進	10件	14.5%
«施策5»人材確保と業務効率化の取組	11件	15.9%
«施策6»災害・感染症対策の体制整備	2件	2.9%
«施策7»安定した介護保険制度の運営	0件	0.0%
第6章 介護サービスの見込み等	0件	0.0%
第7章 事業費の見込みと保険料	3件	4.3%
第8章 計画の策定・推進体制	2件	2.9%
その他	1件	1.4%
合 計	69件	100.0%

※小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合がある。

2 意見に基づく当初案からの変更点

市民の皆様からいただいたご意見をもとに、当初案から2項目修正いたしました。

箇所	修正前	修正後
本書P.87	新規事業者の参入促進 要介護等認定やサービスの利用状況などの情報の公表や、指定申請手続きをわかりやすく工夫すること等により、新規事業者の参入促進に努めます。	新規事業者の参入促進 事業を開始するうえで参考となる情報（要介護等認定や介護サービスの利用状況）を公表することや、指定申請手続きをわかりやすく工夫すること等により、新規事業者の参入促進に努めます。
本書P.118、136 概要版P.6	グループホーム等の外部評価結果の公表の促進	グループホームの外部評価結果の公表の促進

3 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

いただいたご意見については、一部要約、分割して掲載しています。

意見の概要	札幌市の考え方
第2章 前計画の評価 <1件>	
介護サポートポイント事業の告知が不足している、有効に活用されていない。	広報さっぽろでの介護サポーター研修の広報や、区役所等で事業広報物を配架しておりますが、こうした広報に努めていくとともに、高齢者世代に向けた本事業の制度説明や、施設側への啓発活動に取り組んでまいります。
第3章 高齢者の現状と課題 <1件>	
障がいを持っているので家族や作業所の職員しか困りごとを相談できる人はいない。区役所に行っても異動があると一からやり直しになるので対策を打って欲しい。	ご本人やご家族が、障がいのある方の生活や支援に関して不安なこと、困っていることなどの相談窓口として、市内全区に19か所の委託の障がい者相談支援事業所を設置しております。 また、各区役所の保健福祉の相談窓口においても、保健福祉に関する総合的・横断的な相談を受けているところですが、担当者が変更となった場合においても、継続して相談支援が行えるよう、各部署において引継ぎを徹底してまいります。 そのほか、区役所以外にも、介護や福祉、介護予防等に関する高齢者の身近な総合相談窓口として地域包括支援センターなどの相談機関も設置しておりますのでご活用ください。

意見の概要	札幌市の考え方
<p>第5章 施策の体系と展開 第2節 施策の展開 《施策1》高齢者支援の基盤整備と社会参加の促進 <30件></p>	
<p>特別養護老人ホームは、終の棲家や安価で利用できる施設という印象があるが、実際は介護付き有料老人ホームなどと同じくらい費用が掛かるように思う。整備を進めるのであれば、地域密着型特別養護老人ホームだけでもいいので、安価で利用できるようにしてほしい。プライバシーも大切だが、資金がない人の行き場を確保してもらいたい。</p>	<p>個人の自立した日常生活を支援し、質の高いサービスを提供するためには、個人の自立を尊重したケアが必要であり、今後も原則として、全室個室・ユニットケアの特別養護老人ホームの整備が必要であると考えております。</p> <p>また、待機者の解消、施設の安定した運営維持のために地域密着型の特別養護老人ホームの整備は現状では考えておりません。</p>
<p>特別養護老人ホームにユニットケアを導入するにあたり、利用者の経済的な負担が増加するのではないか。低所得者でも安心して暮らせる施設の整備をお願いしたい。</p>	<p>低所得の方でも安心して暮らせるための特別養護老人ホームは必要であると考えておりますので、今後の整備を進めていく中で検討してまいります。</p>
<p>ヘルパー不足で訪問介護事業所の閉鎖が増えているが、職員確保に向け、具体的にはどのような施策を講じるのか。新規事業者も職員の確保ができず、参入が難しくなっているのではないのか。</p>	<p>若年層に対する介護のイメージアップ啓発（冊子配布、出張講座、職場体験等）による将来的な人材確保、職に就いていない介護福祉士や地域の高齢者など潜在的な人材の参入支援、介護職のやりがいや魅力を発信するPR動画の作成による新たな人材の参入促進、介護職員向けの業務に役立つ研修開催による定着支援、既存事業者の職員採用力向上への支援などの施策を実施するとともに、より効果的な方策を引き続き検討してまいります。</p>
<p>施設や事業者は計画的に増やすことができるが、職員の不足に対する具体的な施策はどうするのか。「介護の作文大賞」だけなのか。職員の確保は、新規事業者の企業努力に丸投げなのか。</p>	<p>また、利用者確保のため、事業所が魅力的なPRパンフレットを作成することは意義あることと思われませんが、現時点では札幌市による研修の予定はありませんので、民間事業者が主催する研修への参加や業者発注を行うなど、事業所の状況に応じてご対応ください。</p>
<p>職員の確保・定着に向けた取組は、個別の事業所に対しての支援を具体化する必要がある。運営が困難な事業所に対し、市はどのような支援ができるのか全く不明。人材不足により経営困難に陥っている事業所が多く、パンフレット作成が苦手な事業所もある。パンフレット作成の講座など経営者向けの研修はニーズがあるので新規事業として位置付けて欲しい。</p>	<p>平成25年度（2013年度）から特別養護老人ホーム・介護老人保健施設を整備する際は、災害に備え、学校などの指定避難所で生活が困難な要配慮者（高齢者、障がい者等）を受け入れ可能な「要配慮者二次避難所（福祉避難所）用スペース」を施設に設置するよう推進しており、それ以降に整備されたすべての特別養護老人ホーム・介護老人保健施設には設置されております。</p> <p>今後も、特別養護老人ホーム等を整備する際には、要配慮者二次避難所用スペースの設置を推進し、避難所の確保に努めてまいります。</p>
<p>胆振東部地震では、清田区のグループホームが損壊し、その避難場所が北広島市にある同一法人の施設だった。避難場所の確保に努めて欲しい。</p>	<p>平成25年度（2013年度）から特別養護老人ホーム・介護老人保健施設を整備する際は、災害に備え、学校などの指定避難所で生活が困難な要配慮者（高齢者、障がい者等）を受け入れ可能な「要配慮者二次避難所（福祉避難所）用スペース」を施設に設置するよう推進しており、それ以降に整備されたすべての特別養護老人ホーム・介護老人保健施設には設置されております。</p> <p>今後も、特別養護老人ホーム等を整備する際には、要配慮者二次避難所用スペースの設置を推進し、避難所の確保に努めてまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>居宅サービスの確保には、申請手続きが課題なのか。その根拠を教えて欲しい。</p>	<p>申請手続きが課題とは認識しておりませんが、その手続き方法をよりわかりやすくすることで、事業者が参入しやすい環境整備に引き続き努めてまいります。</p>
<p>新型コロナウイルス感染不安による利用控えで、特に通所系サービスの経営困難、事業所閉鎖が予測される。サービス基盤を安定させるために、力を入れないと供給量不足という大変な事態になると思う。</p> <p>(同様の意見ほか1件)</p>	<p>介護事業所等の減収は全国的に発生しており、基本的には国において総合的に検討・対応すべきものと考えます。そのため、財政支援などを国に要望するとともに、その動向を踏まえ適切に対応してまいります。</p>
<p>特別養護老人ホームの待機を解決するためには、建設が直接的な手当てだと考えるが、開設しても人材が集まらず、一部しか利用されないのが現実で、建設された施設周辺の介護職員が転職するという人材の取り合いとなっている。大規模施設の建設は、人材供給に道筋を立ててからにして欲しい。「入所定員」ではなく「入所可能な人数」を精査して欲しい。市内には、定員数を受け入れられない老健や特養が複数ある。まずは、対象施設への支援が先だと考える。</p>	<p>特別養護老人ホームへの調査によると、特別養護老人ホームへの入所を必要としている方が一定数いる一方で、入所定員に近い水準で入所者を受け入れている施設も一定数あるため、今後も継続して特別養護老人ホームの整備を進めていくことが必要と考えております。</p> <p>介護人材不足は全国的な課題ですが、札幌市では、若年層に対する介護のイメージアップ啓発（冊子配布、出張講座、職場体験等）による将来的な人材確保、職に就いていない介護福祉士や地域の高齢者など潜在的な人材の参入支援、介護職のやりがいや魅力を発信するPR動画の作成による新たな人材の参入促進、介護職員向けの業務に役立つ研修開催による定着支援、既存事業者の職員採用力向上への支援などの施策を実施するとともに、より効果的な方策を引き続き検討してまいります。</p>
<p>要配慮者二次避難所となっている施設名の公表がされなければ、地域在住の高齢者は頼りようがない。施設によっては、受け入れる設備はあるが、対応できる人員がいない。災害時には協力できる潜在的な介護職員を活用した「災害時介護協力員制度」の制度化を検討して欲しい。</p>	<p>要配慮者二次避難所については、その施設が被災しているか、スタッフの確保ができていないか等の状況を把握し、要配慮者の受入が可能かを確認したうえで開設をお願いしており、災害発生後、概ね3日目を目途に開設することとしております。なお、要配慮者二次避難所の候補施設については、札幌市公式ホームページで公開しておりますのでご覧ください。</p> <p>また、要配慮者二次避難所等の運営支援につきましては、6つの医療・看護系学科を設置する大学及び一般社団法人北海道介護福祉士会と派遣協力に関する協定を結んでおります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>札幌は日本でもサービス付き高齢者向け住宅の供給数が突出している印象がある。供給促進よりも質の向上や不適切な住宅への介入に力を入れてもらう方が安心して利用できるのではないかと思う。</p>	<p>札幌市のサービス付き高齢者向け住宅登録戸数は政令市で最大ですが、ここ数年の入居率は約9割となっており、今後も高齢者数の増加が見込まれていることから、引き続き供給を促進する必要があると考えております。</p> <p>また、質の向上につきましては、登録事業者に対し工事完了報告や定期的報告等を通じて、バリアフリー構造、一定の広さなどの設備基準の確認を行うとともに、サービスや運営面での質の確保ができるよう立入検査や講習会等を実施し、適切な事業運営が行われるよう必要な助言や指導等を行っております。</p> <p>今後も、安心した住まいが確保されるよう関係部署と連携しながら取り組んでまいります。</p>
<p>地域課題の解決に資する資源開発は、誰がどのように行うのか。</p>	<p>地域ケア会議は、地域住民、保健・医療・福祉の専門職、地域包括支援センター、介護予防センター、行政、その他関係機関等を構成員として、地域課題の解決に向けて検討し、必要な資源の開発を行う機能を持っております。</p> <p>地域ケア会議で検討・開発する地域資源は、高齢者等がその人らしい生活を続けていくうえで活用するすべての人的・物的な資源を指し、それらの資源開発に向けて、誰がどのように働きかけるかは、地域ケア会議の場で協議を行って決めております。</p>
<p>生活支援体制整備にあたり、連絡会などを行っているようだが、生活支援コーディネーターの実像が不明。</p>	<p>生活支援コーディネーターにつきましては、地域支え合い推進員として、高齢者の生活支援サービスの体制整備の推進を目的として配置しております。</p> <p>引き続き、地域包括支援センターや介護予防センターなど、関係機関との積極的な連携等により、地域それぞれのニーズの把握とサービス提供体制の構築を推進するとともに、活動内容や実績について広く周知されるよう努めてまいります。</p>
<p>近年市内で新設されるグループホームは、すでに複数の事業所を運営する法人が多いので、経済的な補助は必要ないのでは。</p>	<p>高齢化率の上昇に伴い、認知症高齢者も年々増加していくことからそれに対応できる認知症高齢者グループホームの整備を計画的かつ円滑に進めることが重要であると認識しております。</p> <p>認知症高齢者グループホームの開設にあたり、需用費・備品購入費等を補助し、円滑な事業の開始を支援することは、利用者ケアや従業員の安定雇用の面から、質の高い認知症高齢者グループホームの設置・運営が期待できると考えます。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>サービス付き高齢者向け住宅に関する情報発信が不足しており、利用者の選択に十分に寄与していない。登録制度を運用しただけで状況が改善するのか。</p>	<p>サービス付き高齢者向け住宅の登録状況については、全国の登録住宅が確認できる国の専用サイト「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」のほか、札幌市公式ホームページにて家賃、共益費、安否確認などにかかる費用をまとめた住宅一覧を公開し希望者には送付しております。引き続き、わかりやすい情報発信ができるよう努めてまいります。</p> <p>また、行政・福祉団体・不動産関係団体などで構成される札幌市居住支援協議会の相談窓口「みな住まいる札幌」を通じて、高齢者のための住まいや施設を相談者の状況に応じた選択ができるよう、相談体制の充実を図ってまいります。</p>
<p>セーフティネットである住宅確保要配慮者居住支援事業について情報発信が不足している。</p>	<p>住宅セーフティネットに関する情報発信につきましては、札幌市公式ホームページのほか、今後開設予定の札幌市居住支援協議会ホームページ及び同協議会で実施する各種セミナー等、多様な媒体を活用し、積極的な普及啓発に努めてまいります。</p>
<p>「要介護認定」「情報公表」「申請手続き」をわかりやすく工夫することが本当に新規事業者新規参入を促進するのか、因果関係がわかりにくい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、「事業を開始するうえで参考となる情報（要介護等認定や介護サービスの利用状況）を公表することや、指定申請手続きをわかりやすく工夫すること等により、新規事業者の参入促進に努めます。」に修正いたしました。</p>
<p>訪問理美容サービスを、ただ散髪ができればいいという現行の仕組みから、馴染みの美容師に在宅で切ってもらえるという仕組みにしてもらえると良い。在宅といっても、有料老人ホームなどに指定業者が入っているという印象が強い。</p>	<p>札幌市内のご希望の理髪店・美容室全ての店舗と直接業務委託契約をすることが難しいため、理容協同組合・美容協同組合と契約し事業を実施しております。</p>
<p>高齢者等紙おむつサービスと訪問理美容サービスは、実施していない市区町村もある中、とても良い事業だと思う。</p>	<p>市民にとって利用しやすいことが重要であると考えます。</p> <p>今後も、利用実態を把握するとともに、利用者ニーズと事業費のバランスを考慮しながら、適正に事業が継続されるよう努めてまいります。</p>
<p>地域住民を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を増やすためには、労働者の負担をいかに軽減して夜勤人材を確保するかが大事なポイントである。夜間の移動手段はタクシーに頼らざるを得ない。現場の声を聞いて、財政的にも集中して支援できる制度が必要な時期だと考える。</p>	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、高齢者住宅等に併設されている事業所は多数ありますが、運営基準上、併設する住宅以外の利用者へのサービス提供が義務付けられており、地域からの利用相談がある場合は適切に対応するよう指導しております。</p> <p>当該事業に限らず介護サービスの人材確保は課題であるため、さまざまな取組を実施するとともに、より効果的な方策を引き続き検討してまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>養護老人ホームや軽費老人ホームなどの措置施設や補助金を交付している事業所、指定管理者には第三者評価を行うなど、質の向上の取組の意識付けを行い、市としてもモニタリングしてもらいたい。</p>	<p>指定管理施設における運営の質の担保として、毎年定例の実施検査を行っております。検査の中で入居者に対してのアンケート結果も確認しており、満足度の著しく低い項目に関しては、札幌市としても当該施設と改善の方策を協議しているところです。</p> <p>入居者の満足度は指定管理施設の提供する入所サービスの質を反映しているものと考えられるため、今後も注視してまいります。</p>
<p>特定施設の指定を進めるとあるが、既存の有料老人ホームを特定施設指定するのか。</p>	<p>既存の有料老人ホームからの類型変更は計画の対象外としております。ただし、新規事業であれば、新築または既存建築物の賃貸等、いずれも可能です。</p>
<p>市営住宅の整備を行う事には賛成だが、そのことにより入居者の経済的負担が増すことには反対。</p>	<p>市営住宅は法律により家賃が算定されており、建替等に伴う建物設備等の更新により、基本的に家賃は上昇することとなります。</p> <p>なお、札幌市では建替等により家賃が上昇する場合には、旧家賃から新家賃へ5年間かけて段階的に変更することで負担軽減を図っているほか、家賃上昇が負担に感じる方には、現状家賃と同水準の他の市営住宅への住み替えを案内するなど、入居者の経済的事情等を考慮した措置を講じております。</p>
<p>特別養護老人ホームは基本的に要介護3以上という制度の下で、要介護2以下の低所得高齢者の住宅支援が全国的な課題。国や北海道も共通の課題として認識し、軽費老人ホーム等の支援拡充を打ち出している。サービス付き高齢者向け住宅等で介護の質を担保するためには、人材確保などの観点から費用はこれ以上上げられないため、軽費老人ホーム等の増設を検討して欲しい。閉鎖や閉院する既存施設を改築すればコストは抑制できる。今ある資源を上手に活用して欲しい。</p> <p>(同様の意見ほか1件)</p>	<p>毎年、軽費老人ホーム及び養護老人ホームの運営費等の一部を札幌市が支出しており、整備を行う分だけ支出額が増額することになるため、整備には慎重な判断が必要となります。</p> <p>本計画では、調査等の内容を踏まえ、軽費老人ホーム及び養護老人ホームの整備は見込んでおりませんが、今後も調査等を継続して行い、整備について検討してまいります。</p>
<p>人材確保の観点から、人手不足の中において、訪問介護に携わっている人を地域で支えることも必要。訪問時に、ドラッグストアやコンビニなどの地域の駐車場を利用できる仕組みがあると移動の軽減が図れる。札幌市と連携している「まちづくりパートナー協定企業」と福祉的な連携をさらに検討して欲しい。</p>	<p>訪問介護に限らず、訪問診療等に使用する車両が、訪問先に駐車場所が無いために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合は、状況に応じて警察署長の駐車許可を得ることが可能となっております。</p> <p>介護サービス事業所の人材確保につきましては、さまざまな取組を実施するとともに、より効果的な方策を引き続き検討してまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>ふれあい入浴の実効性はあるのか。成果を確認しているか。</p>	<p>これまでの実績において、敬老の日の入浴者数は高齢者・小学生以下ともに通常時より多くなっており、世代間の交流の機会を創出するという事業の目的は一定の成果が得られているものと認識しております。</p>
<p>福祉教育はどのような目的を想定しているのか。高齢者疑似体験セットを装着して高齢者や障がいのある方を理解して終わりなのか。福祉教育の界限では高齢者疑似体験セットでの学びは主流ではなく、もっと裾野を広げて、総合学習との関連性を指摘しながら深い学びにつなげている。障がい福祉計画に障がいへの理解率がまだ低いという記述があったが、その一端を福祉教育の貧しさが担っていると思う。</p>	<p>札幌市では、学校教育が目指す子ども像の1つとして「心豊かで自他を尊重し、共に高め合い、支え合う人」を掲げております。特に、児童生徒の自ら学び考える力などを育成する「総合的な学習の時間」等での福祉副読本の活用や高齢者の疑似体験セットの活用、ボランティア活動などの体験活動を通じ、高齢者や障がいのある方への理解を深めるのはもちろんのこと、社会福祉や地域貢献について取り組むことで、豊かな社会性や人間性を育むこととしております。</p> <p>なお、障がい福祉施策の観点からは、さまざまな障がい特性等を掲載したガイドブック「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を小学4年生へ配布するとともに、出前講座などを通じて子どもの障がいのある方に対する理解促進を図っているところであります。</p> <p>今後も、引き続き、次代を担う子どもたちへ、さまざまな手法により福祉教育を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>ノンステップバス普及促進を図るために事業者へバス導入時の補助を行うとしている一方で、バリアフリー構想に基づき歩道のフラット化が進められているが、バス乗降場の歩道が低いとバスステップとの高低差が大きくなり大変危険。せっかくノンステップバスを導入しても効果がない。バス降車場のバリアフリー工事に配慮して欲しい。</p>	<p>札幌市では、「新・札幌市バリアフリー基本構想」及び「札幌市歩道施工ガイドライン」に基づき、歩道バリアフリー整備を進めており、バスの乗降場所を含め、歩道と車道との段差につきましては、車両が乗り入れる箇所を除き、基本的には縁石で15cmの段差を設けるマウントアップ型で整備しております。</p> <p>今後も、ノンステップバス導入の効果を損なわないような整備に努めてまいります。</p>
<p>地下鉄駅ホームやコンコースの床には、色分けでわかりやすく移動ルートを示してくれているが、床に貼ってあるテープが途中で切れている箇所も散見される。高齢者にとっては重要な道しるべのため、常時点検し、補正するように改善して欲しい。</p>	<p>床面案内につきましては、設置から3年が経過し経年劣化により、摩耗している箇所も見受けられます。</p> <p>補修できる箇所につきましては、いただいたご意見を参考に補修してまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
《施策2》地域の連携強化と地域共生社会の実現 <7件>	
<p>地域包括支援センターは、委託している法人によりサービス内容にばらつきがあると思う。利用者が地域包括支援センターを選ぶことはできないので、受託法人によるサービスの差をなくしてもらいたい。地域特性などの違いによらず、既に構築された仕組みや取組も明記してもらいたい。</p>	<p>地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、ケアプランの再委託先やケアプランに位置付けるサービス事業所が特定の法人に偏ることがないよう、毎年度札幌市で作成する運営方針においてその占有率の上限を設けております。その結果につきましては、札幌市の附属機関である札幌市地域包括支援センター運営協議会において毎年度報告し、協議いただくなど、公正・中立性の確保に努めております。</p> <p>また、地域包括支援センターの業務内容については、介護保険法等において示されており、札幌市ではセンターごとにばらつきがないよう取り組むべき事項について、運営方針に記載し、各センターに示しております。</p>
<p>委託で運営している地域包括支援センターが、運営法人のサービスに偏重するなどの弊害があるのではないか。地域住民は自身の居住地により包括が決定されるが、運営法人により提供されるサービスに優劣があるのではないか。</p>	<p>各センターでは運営方針に基づき、各地区の現状や課題等地域特性を踏まえた効果的な取組を計画し、取組・評価を実施しており、同運営協議会でその取組状況を報告するとともに、改善点等について協議いただいております。</p> <p>引き続き、各センターの取組のばらつき防止と質の向上を目指し、PDCAサイクルに基づく取組の徹底と好事例の共有等に努めてまいります。</p> <p>なお、センターの取組状況や運営方針につきましては、同運営協議会の資料として、札幌市公式ホームページで公開しておりますのでご覧ください。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>区によって高齢化率に差があるデータが示されており、厚別区もみじ台地区には、地域包括支援センターを追加する措置が必要。他の政令市と比較して、要介護者数やセンター数の比率がどのような状況なのか調査研究をお願いしたい。札幌市はセンターが少ないと思う。介護予防を重視することは、給付費の抑制にも有効。基幹型支援センターとの業務分担も計画していると考えるが、すでに限界である。地域包括支援センター職員の人材確保の数値目標も計画に示して、計画通り遂行できるようにして欲しい。</p>	<p>地域包括支援センターの人員配置につきましては、介護保険法及び同法施行規則において基準が定められており、高齢化率ではなく、センターの担当区域ごとに高齢者人口に応じた人員配置を行うこととされております。</p> <p>札幌市では、適正な人員配置を行うことができるよう介護保険法等に基づき条例を制定するとともに、高齢者人口に応じてセンターの専門職員の増員を行ってきたところです。</p> <p>仮にもみじ台地区にセンターを新設した場合は、高齢者人口に基づき配置できる専門職員の数は少数となり、安定的なセンター運営に支障が出る可能性があるなど課題も多いことから、小規模なセンターを新設するのではなく、現状のスケールメリットを生かした取組を継続していく必要があります。</p> <p>今後とも、各センターにおいて、高齢者人口の増加に対応できるよう専門職員の増員を行っていくとともに、介護予防センターや生活支援コーディネーター、地域の関係機関等と連携しながらスケールメリットを生かした取組の実施に努めてまいります。</p> <p>なお、専門職員配置数の数値目標につきましては、本計画第6章「介護サービスの見込み等について」に示しておりますのでご覧ください。</p>
<p>もっと地域で支え合うとの意義を深めて欲しい。介護疲れによる自殺者をなくすべき。</p>	<p>地域支え合い推進員である生活支援コーディネーターを中心に、地域ごとのニーズ把握や互助による課題解決の体制づくりを推進するとともに、地域包括支援センターや介護予防センター等の関係機関との随時の連携、情報共有により、高齢者本人はもちろん、そのご家族の負担軽減が図られるよう努めてまいります。</p> <p>また、保健・医療・福祉・教育等の専門職に対するゲートキーパーの養成を推進するとともに、市民に対するゲートキーパーに関する知識の啓発を通じて、市民が地域でお互い支え合いながら、誰も自殺に追い込まれない社会の実現を目指してまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>高齢夫婦世帯の増加が見込まれているが、現行制度では配食サービスが利用できない。要支援状態になっても主に家事を担っている女性へのレスパイトの観点からも利用できるようにして欲しい。</p>	<p>高齢者配食サービス事業につきましては、栄養バランスのとれた食事を届けることに加え、訪問時における利用者の安否や、健康状態の確認を事業目的としていることから、対象者をひとり暮らしの方としております。</p> <p>そのため、高齢の夫婦世帯に限らず、利用者やその家族の方の負担軽減を目的に、事業の対象を広げることは考えておりません。</p>
<p>高齢の民生委員が多いが、世代交代の施策はないのか。ボランティアである民生委員に過度の仕事を求めているのか。</p>	<p>地域福祉活動に積極的に参加する意識の醸成や民生委員制度の周知、退職予定者への案内等により新たな担い手を募り、民生委員の世代が大きく偏ることのないように努めてまいります。</p> <p>また、民生委員の担い手を確保し欠員を解消することで各民生委員の仕事の負担を減らすとともに、その活動内容については継続的な実施が可能なものとなるよう、関係団体と検討してまいります。</p>
<p>高齢者はケアハウスや老人ホームに入所するしかないのか。小さい子どものうちから高齢者をケアする介護の方法を身につけるなど方法を取るべきだと思う。学生になってからでは遅すぎる。</p>	<p>高齢者やその家族の心身の状態や生活状況、ニーズに応じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を構築し、いくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めてまいります。</p> <p>幼少期からの意識啓発としては、小学生向けに、まずは介護というものを知っていただく機会を創出してまいります。また、中学生、高校生に対しては、介護のイメージアップ啓発冊子の配布や学校向けの出張講座を平成30年度（2018年度）から実施しており、引き続き高齢者の理解や介護のやりがい、魅力を伝える機会としてまいります。</p>
<p>《施策3》介護予防・健康づくり施策の充実 <1件></p>	
<p>健康づくりセンターが市内3か所のみだが、まだまだ不足していると思う。各区民センターで継続的に実施できるよう増設してもらいたい。高齢者が身近な場所で体操を指導してもらえる施設、そして指導者を札幌市で育成し、介護認定前のうちから運動を継続してもらおう環境づくりを推進して欲しい。</p>	<p>健康づくりセンターの新設につきましては、札幌市の財政状況から極めて困難であると考えておりますが、健康づくりセンターを設置していない区においても運動の機会を増やしていけるよう、身近な施設への運動指導士の派遣等の取組を進めてまいります。</p> <p>また、指導者の育成につきましては、健康づくりに関する指導経験のある者を健康づくりサポーターとして登録し、自主活動グループや町内会等の団体へ派遣しております。</p> <p>今後も引き続き、身近な地域で健康づくり活動を継続できるよう、環境の整備に取り組んでまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
《施策4》認知症施策の推進 <10件>	
<p>誰でも認知症になるので予防をすぐやるべき。病院しか頼る方法がないのか。</p>	<p>認知症の発症・進行を遅らせる「予防」に向けた取組として、もの忘れ等の気になる症状を感じた際に病院へ相談することも大切ですが、日常生活のなかで適度な運動をすること、日課を設けてメリハリをつけること、人との交流の機会を持つこと等も重要だと考えております。</p> <p>今後も関係機関との連携を図りながら、認知症の発症・進行の予防に向けた普及啓発の取組を推進してまいります。</p>
<p>本来、後見が必要と考えられる高齢者も多く、成年後見制度による経済的な支援は必要。</p>	<p>成年後見制度の利用が必要と考えられる高齢者がいる中で、さまざまな理由により制度の利用に至っていない方もいるという現状があるものと認識しております。</p> <p>そのため、経済的な理由により成年後見制度の利用ができないということのないよう、制度の利用に掛かる費用の助成拡大を本計画期間内に実施し、成年後見制度の利用促進に努めてまいります。</p>
<p>成年後見制度の市長申立て事案において、要件を満たした方に対し、その申立費用及び成年後見人等に対する報酬の助成をぜひ実施して欲しい。</p>	<p>市長申立て事案における費用助成は既に実施していることから、本計画においては、市長申立て以外の事案における費用助成を実施し、成年後見制度のさらなる利用促進を進めてまいります。</p>
<p>認知症キャラバン・メイトとは何かわからない。</p>	<p>認知症キャラバン・メイトは「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師を務める方々です。</p> <p>例年札幌市では、医療・介護等の専門職の方を対象とした「キャラバン・メイト養成研修」を全国キャラバン・メイト連絡協議会と共催し、キャラバン・メイトの養成に取り組んでおります。</p>
<p>事業者または施設の運営状況に関する情報を公表させるとあるが、公表制度は毎年事業者情報の更新をしなければならぬが、更新していない事業所が散見される。事業所へ電子メールで通知しているもようだが、事業者が見落としていることが多いと聞く。制度の必要性を考えると書面通知が適切と思われるので検討して欲しい。また、事業者での情報の取り扱いに関して、適切に対応してもらいたい。</p>	<p>介護サービスの情報公表制度における各事業所情報の更新につきましては、未更新の事業所に対しては適宜督促を行い、最新の情報が掲載されるよう努めているところです。電子メールによる通知については、費用対効果を考慮のうえ実施しております。</p> <p>また、情報の取扱いにつきましては、今後とも適切に対応してまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>グループホームの質向上の施策として、外部評価結果の公表の促進について、対応施策は慎重に検討して欲しく、意見は以下のとおり。</p> <p>①外部評価機関による外部評価を新規開設から5年（回）継続で行うこと。但し、市が優良な事業所と認められた場合には3年（回）以上の受審で運営推進会議での外部評価も可能とする。</p> <p>②外部評価機関による外部評価が5年（回）連続受審した場合は、従来通りに2年に一度の受審の特例を認める。または、運営推進会を活用した外部評価を年1回実施する。</p> <p>③運営推進会議を活用した外部評価を行う際は、外部評価調査員または福祉サービス第三者評価員の参加を規定すること。</p>	<p>次年度以降の認知症高齢者グループホームの外部評価の実施方法や免除の取り扱いにつきましては、現時点で具体的な内容が明らかになっていないことから、今後の厚生労働省や北海道からの通知等を踏まえて対応してまいります。</p>
<p>グループホームの何割が外部評価を受審しているのか。公表を促進しなければならないほど受審率が低いのか。むしろ、北海道の指針では外部評価免除の年にも自己評価を行うこととなっているが、行っていない事業所が多いように感じる。公表についてだけではなく、事業者から家族への説明や運営推進会議での手交などが適切に運用されているかも見てもらいたい。札幌市の問題点の改善状況の確認や指導はどのように行うのか。「グループホーム等」とは、それ以外に何を指すのか。</p>	<p>令和2年度（2020年度）につきましては、9割を超える事業所（外部評価が免除となっている事業所を含む）が外部評価を受審しており、今後も未実施の事業所に対して適切に指導を行ってまいります。</p> <p>外部評価、自己評価の実施状況につきましては、主に実地指導時に確認しており、併せて外部評価機関から指摘のあった問題点、課題に対する取組内容の進捗状況、各項目の実施状況なども踏まえ適宜必要な指導を行っております。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、利用申込時において事業所は外部評価の説明をすることとされているところであり、事業所に対しより一層の制度周知に努めてまいります。</p> <p>また、「グループホーム等」は誤記載であったため、「グループホーム」に修正いたしました。</p>
<p>事業者情報の公表の促進について、情報の正確性をどのように担保しているかの取組を教えてください。正確な情報が公表されるよう具体的な記述にしてもらいたい。また、札幌市で訪問調査を行わない理由が知りたい。</p>	<p>各事業所等から提出された情報の内容を確認し、不備や誤りと思われる箇所については、当該事業所等に確認を行い、修正等を行ったうえで公表を実施しております。</p> <p>また、訪問調査は事業所等開設後1年を目途に実施しております。</p>
<p>札幌市では介護サービス情報の公表の調査を近年止めたようだが、情報公表の促進に逆行するのではないか。</p>	
<p>グループホームに限らず、利用者の選択に資するように、他のサービスにも外部評価を行うほうが良いのでは。</p>	<p>認知症高齢者グループホームと手法は異なりますが、小規模多機能型居宅介護事業所や定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所などにおいて外部評価の実施が義務付けられております。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
《施策5》人材確保と業務効率化の取組 <11件>	
<p>担い手の確保に向け、2040年を視野に子どもへの取組は良いと思うが、今、必要な職員の確保につながらない。介護職員が今後どの程度必要なのか、予測データを示し、資格取得に必要な補助金制度など人材確保に向け積極的な目標が必要だと思う。</p>	<p>介護職員の必要数につきましては、平成30年度（2018年度）当時、北海道全体で令和7年度（2025年度）には約2万人の不足が生じるとの見込みを国が発表しております。</p> <p>資格取得に関する金銭的支援は北海道で実施されているところではありますが、札幌市としては資格の有無を問わず多様な人材を確保していくことが重要と考えていることから、さまざまな取組を実施するとともに、より効果的な方策を引き続き検討してまいります。</p>
<p>高校生、小学生の啓発事業があるが、中学生がないのはなぜか。実際の進路選択において、中学時代は重要だと思う。「介護のおしごとPR動画」で足りるということか。</p>	<p>中学生に対しては、啓発冊子の配布（市内中学生全員）や各学校へ出張講座を開催することにより、やりがいや魅力を伝える機会としております。</p>
<p>高校生等による職場体験事業の実施は、ぜひ実施して欲しい。仕事をイメージできても、体験がなければ自らの仕事として選ぶまで至らないことが多い。私自身も高校生のときに、居住自治体のワークショップに参加して福祉の道を歩むことになった。PR動画を作るのであれば、職場体験への申込方法まで掲載し、誘導できる工夫を検討して欲しい。</p> <p style="text-align: center;">（同様の意見ほか1件）</p>	<p>高校生等による職場体験事業は、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、事業開始時期を検討しております。</p> <p>いただいたご意見をもとに、PR動画の作成の際には、申込方法の掲載について検討してまいります。</p>
<p>家賃補助や資格取得費用補助、独自の給与補助、養成校奨学金返済補助等の処遇改善策を制度化することを検討して欲しい。さらに、介護事業所の職員採用をバックアップする事業を制度化して欲しい。</p>	<p>資格取得に関する金銭的支援は北海道で実施されているところですが、札幌市としては資格の有無を問わず多様な人材を確保していくことが重要と考えていることから、さまざまな取組を実施するとともに、より効果的な方策を引き続き検討してまいります。</p> <p>介護職に対する金銭的支援につきましては、現時点で実施予定はありませんが、他都市の実施状況や介護職の需給状況など状況把握に努めてまいります。</p> <p>なお、給与改善は国の責務において行うべきものと考えており、安定して働き続けられる環境整備のため今後ともさまざまな機会を捉えて国へ要望してまいります。</p> <p>職員採用をバックアップする事業につきましては、介護事業者向けに職員採用力を身につけるセミナー開催と、その実践の場として、求職者が来場する合同就職相談説明会を平成27年度（2015年度）から実施しております。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>介護職員処遇改善加算の取得支援は、予算を拡大して集中的に取り組んで欲しい。加算取得については、制度の説明だけではなく、書類作成の援助ができる社会保険労務士と結びつけるような丁寧な橋渡しができれば、加算取得できる事業所が増え、市内の介護人材の安定につながるので検討して欲しい。</p> <p>(同様の意見ほか1件)</p>	<p>令和2年度(2020年度)の介護職員処遇改善加算の取得状況は、令和2年(2020年)12月末現在で42時間(上限70時間)の利用となっております。未取得事業者は年々減少しておりますが、相談申込のあった件数を勘案して次年度以降の予算確保に努めてまいります。</p> <p>また、事業所へ訪問する社会保険労務士は介護保険に精通しており、書類作成を支援することは可能です。</p>
<p>介護現場におけるAI・ICT普及促進を進めるために、財政支援策を制度化して欲しい。導入したいが資金がない。これによって、青年層の介護の仕事への意識が変わる。大胆な財政支出を検討して欲しい。</p>	<p>介護ロボットやICTの導入支援補助金につきましては、北海道で実施しているところですが、札幌市としても必要な支援策について、引き続き検討してまいります。</p>
<p>認定審査会について、区によっては認定結果に遅れが生じている。認定が遅れることにより、介護支援専門員は暫定ケアプランを作成し、各事業所へ発行するなど通常より2倍の書類、作業となる。リモートも含めた迅速な審査会の検討をして欲しい。</p>	<p>札幌市では、介護認定審査会の委員の事務負担の軽減と要介護認定の迅速な決定のため、令和元年度(2019年度)から介護認定審査会の審査の簡素化を実施しております。</p> <p>今後は、迅速な決定を行うため簡素化対象を拡大するなど、より一層効率的な認定事務に取り組みます。</p>
<p>がんの看取り期の区分変更申請を含む介護申請については、緊急対応が必要な申請と位置づけ、申請から調査および認定までを迅速に行えるように改善策を具体化して欲しい。調査から認定までの間に状態が変化し、現状より低い要介護度として認定され、サービス利用を制限せざるを得ず在宅での看取りを断念し急遽入院する事例や、サービス限度額で収まらず高額な自己負担金が発生する事例が見受けられる。がんの看取り期の要介護認定は、申請日から7日以内に行うことを目標化して欲しい。</p> <p>(同様の意見ほか1件)</p>	<p>がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)等の、心身の状況に応じた迅速な介護サービスの提供が必要となる場合につきましては、これまででも、申請者の状況に応じて、制度の中で可能な限りの配慮を行って迅速な要介護認定を実施しているところであり、今後も関係者との連携を密にして迅速に対応してまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
《施策6》 災害・感染症対策の体制整備 <2件>	
<p>自然災害や感染症への対策を支援する体制を行政が整備することを明記したことは大変意義深いと感じた。自然災害や感染症に対応した事業継続計画（BCP）を策定している介護施設等の割合を可能な限り早い時期に100%に到達させるという成果指標設定は、介護施設等にとって自然災害対策・感染症対策が非常に優先順位の高いものであると行政が認識しているであろうと感じられて良い印象を持った。事業継続計画（BCP）の策定は、利用者やその家族にとってコロナ禍における不安の払拭につながると考えられ、主な取組にこれらを盛り込んだことを高く評価する。</p>	<p>事業継続計画（BCP）につきましては、胆振東部地震の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、策定の必要性が高いものと考えております。市民が安心して介護サービスを利用できるよう、各介護施設等に対して早期の策定を求めてまいります。</p>
<p>感染症のクラスター化を未然に防ぐために、症状の有無に関わらず全ての高齢者、特に介護サービスの利用者とその家族、サービス従事者に対し、社会的検査を実施して欲しい。希望する施設への定期検査と、感染者が出た施設への随時検査を並行して欲しい。感染防止に必要な消毒液、防護具、設備について確保できるための支援を行うとともに、介護事業所、従事者に対する相談支援の窓口設置など体制を整備して欲しい。自粛や閉じこもりにより生活後退や状態悪化が生じている高齢者に対し、迅速な実態把握と支援を行う体制を構築して欲しい。主に施設サービスの利用者が家族などと面会できるよう、施設などに対して感染対策やICT活用を積極的に行うための支援事業を制度化することを検討して欲しい。</p>	<p>高齢者施設へのPCR検査等につきましては、令和2年第4回定例市議会で可決した補正予算において、施設が自主的に入所者・職員へPCR検査を行った際にその経費を補助する制度を令和2年（2020年）12月から始めております。</p> <p>また、高齢者施設の職員を対象とした定期的なPCR検査につきましては、令和3年第1回定例市議会において補正予算案を提出しており、実施の方向で進めているほか、感染者が出た施設では直ちに濃厚接触者を確定し、必要な検査を行っているところです。</p> <p>そのほか、感染防止に必要な消毒液、防護具等に係る経費につきましては、北海道の補助金の対象となっており、対象施設に周知するとともに、国から支給された防護具等を、各施設へ送付しております。相談窓口につきましては、国において設置した相談窓口を各施設へ周知しております。</p> <p>また、「自粛」や閉じこもりによる高齢者の社会的孤立やフレイル化を防止するため、介護予防センターをはじめとして、地域包括支援センターや区役所、民生委員等が連携して、コロナ禍における介護予防の取組や留意点等について高齢者へ周知するとともに、随時相談にに応じているところです。</p> <p>引き続き、地域の関係機関等とも連携しながら心配な高齢者を早期発見し相談に応じられるよう、取組を継続してまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
第7章 事業費の見込みと保険料 <3件>	
<p>保険料は前計画でも高負担となっており、これ以上増額することは、市民生活の実態からみると困難。政令市として、国へ制度改革するよう意見すると同時に、一般財源からの補填を検討して欲しい。</p> <p>(同様の意見ほか1件)</p>	<p>介護保険料が高齢者の負担になっていることを鑑み、札幌市介護給付費準備基金を活用し、できる限り保険料の上昇の抑制を図ったところです。</p> <p>また、他の政令市とともに、国に対して保険料の上昇を抑制するための財政支援措置を講じるよう求めています。</p>
<p>介護保険施設入所者・短期入所系サービス利用者の部屋代・食事代の負担が増えないよう独自の軽減措置を制度化して欲しい。なお、2021年8月から開始が予定される補足給付(非課税世帯利用者の食事・居室料負担の軽減)の厳格化により、利用しているサービスを利用できなくなる事態を防ぐ措置を制度化することを検討して欲しい。</p>	<p>介護保険制度は、高齢者と現役世代が負担する保険料と、国、都道府県、市町村による公費負担の割合が法令で定められており、給付と負担の関係が明確な社会保険制度となっております。</p> <p>そのため、札幌市として独自に軽減措置を講じることは、被保険者と行政、利用者が重層的に支え合う社会保険制度の趣旨から適切ではないと考えております。</p>
第8章 計画の策定・推進体制 <2件>	
<p>委員会に高齢者や利用者の立場を代表する方が入っていないように見受けられる。老人クラブ連合会や認知症の人と家族の会などから委員の招集を検討して欲しい。</p>	<p>介護保険事業計画推進委員会の委員は、札幌市老人クラブ連合会を含めた団体や学識経験者等のほか、より幅広い意見を求めるために「介護サービス利用者」、「介護サービス利用者の家族」、「住民組織、ボランティア、NPO等の活動で介護に携わった者」に当てはまる市民6名を公募委員として委嘱しております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>審議経過がホームページに更新されていない。市民が知ることが意見やアイデアを寄せてもらうために重要。</p>	<p>介護保険事業計画推進委員会の資料等については、可能な限り速やかな情報公開に努めているところですが、新型コロナウイルスの影響に伴う書面会議の開催への変更といった影響もあり、調整にお時間をいただいたものがありました。引き続き迅速な情報公開に努めてまいります。</p>
その他 <1件>	
<p>概要版を見ても施策の各項目の具体的な内容が何もわからない。インターネット上の資料にリンクを張って内容がわかるようにすると良いと思う。計画書には担当課などが書いてあると問い合わせしやすい。</p>	<p>概要版は本書の要点のみを抜粋して作成しているため、詳細は割愛しております。具体的な内容につきましては本書をご覧ください。</p> <p>なお、情報公開に際しては、いただいたご意見をもとに札幌市公式ホームページにリンクを設定するなど、よりわかりやすい情報発信の方法を検討してまいります。</p>

前計画までは、介護保険事業計画推進委員会の審議経過として、各回の協議事項のみを掲載しておりましたが、審議過程をより明らかにするために、各回で出た意見を抜粋して掲載することといたしました。

なお、掲載した意見は、内容・発言者のバランスを考慮し、事務局において選定しております。

第8章 計画の策定・推進体制

第1節 計画の策定・推進体制

1 「札幌市介護保険事業計画推進委員会」の設置

（省略）「市町村介護保険事業計画」の策定にあたっては、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講じることとなっています（介護保険法第117条第9項）。

これを受けて、公募による市民の代表6人を含む、保健・医療・福祉の関係団体や学識経験者など23人で構成する「札幌市介護保険事業計画推進委員会」を設置し、本計画について協議しました。

また、今後は、委員会に適宜、取組・事業の進捗状況を報告し、計画全体を検証していきます。

(1) 設置根拠 （省略）

(2) 委員名簿 （省略）

(3) 審議経過

回	開催日	議事内容
第1回	平成30年(2018年) 9月4日	<p>1 介護保険事業計画推進委員会について (1) 委員長及び副委員長の選出 (2) 委員会の目的、運営等について (3) 地域密着型サービス部会の設置について (4) 地域密着型サービス部会の委員の選任について (5) その他の部会について</p> <p>2 札幌市高齢者支援計画2018について 3 札幌市の介護保険事業の現状、取組状況について 4 地域密着型サービス事業者の指定状況について</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 介護人材の不足は、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降、ますます激しくなる。介護保険事業計画の適正実施のためには、人材の育成、確保が重要である。札幌市も今まで以上に積極的に取り組んでいただきたい。 ★ 医療介護総合確保基金のモデル事業を活用して、地域の元気な高齢者の方に介護施設を知っていただき、そして、介護助手として手伝っていただき、ご自分の介護予防にもつながるということで、札幌と稚内、室蘭の3地域6か所で行っている。介護人材の確保と、地域で支え合っていくことに関して、市としてもご検討いただきたい。
第2回	平成31年(2019年) 1月30日	<p>1 平成30年北海道胆振東部地震への対応について 2 札幌市高齢者支援計画2018の進捗状況について 3 平成30年度保険者機能強化推進交付金について 4 地域密着型サービス事業者の指定状況及び高齢者支援計画2018による施設整備進捗状況について 5 介護人材確保・定着化事業の状況について</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 地域の中でサロンのなことだとか、そういうのを含めて、ご自宅で介護をなさっている方の連携みたいなものが取れないか、行政的なプロトコル(手順、実施要綱)などがあると良いのではないか。 ★ 高齢者でも、まだ元気な方がたくさんいらっしゃる。75歳、80歳ぐらいで働ける元気な方には、有償で、きちっとボランティアなどをしてもらおうと良いのではないか。
第3回	令和元年(2019年) 5月28日	<p>1 札幌市高齢者支援計画2018の進捗状況について 2 介護保険料の軽減強化について 3 市民、事業者を対象としたアンケートの実施について (1) アンケートの実施案について (2) アンケートの検討体制等について 4 地域密着型サービス事業者の指定状況について</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 介護医療院は、全国的に見ると市町村の予算等の関係で増えているところと増えていないところがあると聞く。介護保険料の負担が比較的大きい部分もあるので、介護保険料がどう変わっていくかということも含めて整備計画を立てていかなければいけない。

回	開催日	議事内容
第4回	10月17日	<p>1 市民、事業者を対象としたアンケートの実施について 2 札幌市高齢者支援計画2018の進捗状況について 3 「セカナビ札幌2019」について 4 地域密着型サービス事業者の指定状況について</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 要介護者や要支援者の中には、アンケートの調査票が届いても、調査票を管理できずにどこに行ったかわからないような方々がいる。そのような方でも、きちんと書いて送ることができるよう配慮が必要。 ★ セカナビ札幌 2019 は、ニーズがあると思うので、浸透していくよう考えていただきたい。
第5回	令和2年(2020年) 6月5日 (書面会議)	<p>1 アンケート調査結果について 2 令和3年度制度改正について 3 第8期札幌市介護保険事業計画策定について 4 地域密着型サービス事業者の指定状況について</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 若く質の良い人材は育成からだと考える。専門学校への支援や学生への支援が必要。 ★ 介護現場からの離職を少なくするため、職場の人間関係や給与、待遇の改善に向けた取組が必要。
第6回	令和2年(2020年) 8月27日	<p>1 介護保険事業の実績等と札幌市高齢者支援計画2018の指標の達成状況について (1) 令和元年度介護保険事業の実績について (2) 札幌市高齢者支援計画2018の指標の達成状況について 2 次期札幌市高齢者支援計画の概要について (1) 国の基本指針(案)について (2) 次期計画の構成等について (3) 次期計画における施設・居住系サービス等の整備の検討状況について 3 地域密着型サービス事業者の指定状況について</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 有料老人ホーム等における様々なサービス提供が介護保険事業にも影響してくるので、市でもコントロールしながら都道府県と連携を取るといった観点を実施の中に入れておく必要がある。 ★ 2040年というのは後期高齢者の人口が一番多くなる時期で、サービスが一番必要になってくる。そこに向けて、今からどういう準備をしていくのかという心意気がこの計画には求められていると思うので、計画の各施策体系の根底にある精神をもう一度見据えたいうえで、施策を展開していただきたい。

回	開催日	議事内容
第7回	10月22日	<p>1 札幌市高齢者支援計画 2021（案）について</p> <p>(1) 計画の概要について</p> <p>(2) 介護保険サービスに係る推計、整備量等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数、要介護等認定者数、各サービス利用者数の推計 ・施設・居住系サービスの整備数、介護人材確保の取組 ・保険料段階設定、保険料の減免制度 <p>2 地域密着型サービス事業者の指定状況について</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ❁ コロナ禍で、保育、介護、医療といった、いわゆるエッセンシャルワーカーの皆さんが従事している労働環境が非常に劣化をしている。せっかく一生懸命資格を取って、頑張ろうとした方が、その職場を辞め、同じ仕事には就けなくなっているということの重大さを、今一度、事業者の皆さん、働く皆さんと共有しながら、しっかり議論して少しでも良い職場環境をつくっていかなければ、介護の職場の未来はない。 ❁ 水害等で施設が水没してしまう事例がある。どれぐらいの水没、浸水危険性があるか、施設を許可する段階で十分配慮していく必要があるのではないか。
第8回	11月26日 (書面会議)	<p>1 札幌市高齢者支援計画 2021（案）について</p> <p>2 高齢者等紙おむつサービス事業の変更について</p> <p>3 地域密着型サービス事業者の指定状況について</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ❁ 介護人材の不足により、これ以上の介護施設の新規整備を行った場合、従事する職員の質・量の確保が困難となる。すでに新規整備の応募事業者数の減少や入居率の低さがみられる。よって、新規整備数を整備目標より抑制し、老朽化した既存施設の建て替えを優先すべき。在宅を含むサービス全体での施策のバランスを考慮して、必要なサービスが切れ目なく提供されるように取り組んでいただきたい。 ❁ 元気な高齢者が様々な職種で活躍できるような支援を進めていただきたい。
第9回	令和3年（2021年） 3月9日 (書面会議)	<p>1 札幌市高齢者支援計画 2021（案）のパブリックコメントの結果について</p> <p>2 次期計画期間の第1号保険料と介護報酬改定等について</p> <p>(1) 第1号保険料について</p> <p>(2) 介護報酬改定等について</p> <p>3 地域密着型サービス事業者の指定状況について</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ❁ ❁

令和3～5年度の介護保険料 (65歳以上の方の第1号保険料基準額・月額)について

○暫定保険料については、介護報酬改定率等は見込まず6,000円程度と試算していたが、政府予算案において、改定率が+0.7%とされたことからこの率に基づき計算するとともに、最新の実績に基づくサービス量の推計を行った結果、本保険料は次のとおりとなる。

保険料基準額（月額）＝

（「第1号保険料全体で負担する額」－「札幌市介護給付費準備基金（※1）」）÷「第1号被保険者の補正後人数（※2）」÷「収納率（※3）」÷12か月

【本保険料】・・・介護報酬改定率反映及びサービス量等精査結果

（1,109億円－40億円）÷156万人÷99.08%÷12か月 ＝ **5,773円**

※1 過去に第1号保険料等の収入額が保険給付費等を上回ったことによって生じた剰余金を積み立てた「札幌市介護給付費準備基金」を活用して、保険料基準額(月額)を軽減します。

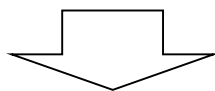
※2 第1号被保険者の人数を保険料の負担割合により換算した人数です。

※3 収納率は過去の実績等を踏まえて推計しています。

費用見込額等の現計画との比較

現計画 (平成30年度 ～令和2年度)	サービスに要する費用額 (3年間累計)	第1号被保険者数 (3年間累計)	第1号被保険者の 補正後人数 (3年間累計)	保険料基準額 (月額)
費用の全体	4,583 億円	159 万人	149 万人	5,733 円 (5,927円 ※4)
公費負担分(50%)	3,539 億円			
第2号保険料分 (27%)				
第1号保険料分 (23%)	1,044 億円			

※4 「札幌市介護給付費準備基金」27億円を活用する前の額(効果額:154円)



次期計画 (令和3～5年度)	サービスに要する費用額 (3年間累計)	第1号被保険者数 (3年間累計)	第1号被保険者の 補正後人数 (3年間累計)	保険料基準額 (月額)
費用の全体	4,843 億円 (5.7%増)	166 万人	156 万人 (4.7%増)	5,773 円 (5,986円 ※5)
公費負担分(50%)	3,734億円			
第2号保険料分 (27%)				
第1号保険料分 (23%)	1,109 億円 (6.2%増)			

※5 「札幌市介護給付費準備基金」40億円を活用する前の額(効果額:213円)

札幌市高齢者支援計画 2021 市民向け説明動画について

1.概要

- 昨今の新型コロナウイルス感染状況を鑑み、感染拡大を防止する観点から、例年、計画策定時に開催している市民向け説明会を中止し、それに代わる説明動画を作成のうえ Youtube（札幌市公式チャンネル・SapporoPRD）に投稿するもの
- 次年度以降の本市保健福祉事業の方向性等について、サービス利用者である市民やサービス提供事業者等に向けて広く周知する重要な機会と捉える

2.動画の構成案（10分程度の予定）

- 介護保険制度のしくみ
- 介護保険の加入者
 - ・第1号被保険者と第2号被保険者のサービス利用条件や保険料設定の仕組みの違い
- 札幌市高齢者支援計画策定の背景と目的
 - ・札幌市の高齢化率の推移と、地域包括ケア体制について
- 札幌市が目指す高齢者支援体制
 - ・基本目標と、計画の3つの重点ポイント
- 基本目標を実現するための施策の体系と展開
 - ・計画の7つの施策の体系
- 札幌市がサービス提供事業所に支払う費用
 - ・国・都道府県・市町村の公費、第1号保険料、第2号保険料による負担の仕組みと、それぞれの負担割合
- 第1号被保険者の保険料段階設定
 - ・第13段階設定と、第1段階～第3段階の保険料軽減措置
- 第1号被保険者の保険料の設定の基本的な考え方
- 第1号被保険者の保険料の具体的な計算方法
 - ・基金の活用を踏まえた基準額（月額）5,773円の計算過程
- 保険料段階設定ごとの札幌市の第1号被保険者の保険料
- 第1号被保険者の保険料基準額の推移
- 保険料の減免など
- 現状と今後の見直しについて
 - ・第1号被保険者数、要介護等認定者数、第1号保険料の見直し
- 計画期間における主な介護保険施設等の整備目標
- 介護保険法の改定のポイント
 - ・「高額介護サービス費」の見直し、「補足給付の負担軽減対象者」の見直し



(画面イメージ)

地域密着型サービス事業者の指定状況について

資料5

【令和3年1月1日指定】

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 3事業所 ②地域密着型通所介護 1事業所
 ③(介護予防)認知症対応型共同生活介護 1事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	医療法人資生会	理事長	佐藤 正俊	イースト・ケアサービス定期巡回	札幌市中央区南3条東3丁目13番地		有
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	株式会社元気な介護	代表取締役	池田 元気	リーフィール	札幌市豊平区中の島1条7丁目12-1		有
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	株式会社Human-system Japan	代表取締役	上野 貴	定期巡回随時対応型訪問介護看護 フルハウス手稲駅前	札幌市手稲区曙2条1丁目10-16フルハウス手稲駅前		有
地域密着型通所介護 第1号通所事業	株式会社ピースエス	代表取締役	竹本 俊克	あじさい館すみかわデイサービスセンター	札幌市南区澄川3条4丁目4-10あじさい館すみかわ	18人	有
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	医療法人資生会	理事長	佐藤 正俊	オークヴィレッジ発寒	札幌市西区発寒6条14丁目14-4	9人×9人	無

【令和3年2月1日指定】

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所 ②地域密着型通所介護 1事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	株式会社ツクイ	代表取締役	高橋 靖宏	ツクイ・サンフォレスト札幌西野	札幌市西区西野6条8丁目10番5号		有
地域密着型通所介護 第1号通所事業	株式会社セブンブレンチ	代表取締役	佐藤 恵輔	デイサービスうるおい南の沢	札幌市南区南沢4条2丁目8番27号	10人	有

【令和3年3月1日指定】

指定事業所なし